

令和2年8月24日

令和2年度第1回秋田市社会福祉審議会児童専門分科会認可確認部会における施設認可等に関する意見について（報告）

1 書面による意見聴取

令和2年7月28日（火）に開催する予定であったが、市内において新型コロナウイルス感染症患者が発生したことおよび当該感染者の感染経路が不明であることから、会議開催を書面による意見聴取に切り替えて実施した。

2 意見聴取方法

事前配付した資料および委員からの確認質問内容を踏まえ、各委員が意見書を提出した。

3 案件

幼保連携型認定こども園の設置認可および教育・保育施設の利用定員の設定について

①認定こども園 新屋幼稚園・ほいくえん

（設置者：学校法人横山学園、利用定員：150人）

②白百合いずみこども園

（設置者：社会福祉法人白百合保育園、利用定員：150人）

4 委員からの意見

3の案件については、委員から次の意見等があった。

(1) 認定こども園 新屋幼稚園・ほいくえん

- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨の理解を深め、それに即した保育内容の保障に努めてほしい。
- ・建物の構造上や教育・保育計画から見ても、幼保連携型認定こども園になる目的が園児を獲得するためと感じられる。
- ・教育・保育内容について、もっと具体的に0歳児から5歳児まで一貫して発達を促せるように計画し、取り組むよう指導してもらいたい。

(2) 白百合いずみこども園

- ・中央地区の待機児童が今後増える見込がなく、また、3号認定と2号認定・1号認定の整合性が取れない状態での定員増は認めるべきではない。
- ・園庭等の面積は減となっている。定員150名は適正なのか。子どもの活動面積が減っている以上、定員も120名程度がよいのではないか。待機児童解消の前に一つの園としてゆとりをもった在園生活をさせるべきではないか。
- ・園庭面積が、公立時代より減ってしまったのは残念である。待機児童がほと

んどなくなり、園庭面積特例の適用は見直すべきである。

- 屋上広場や園庭では、継続的に自分たちの遊びを自発的に進めていくことができるような配慮が必要である。
- 現状で子ども一人ひとりを主体とした教育・保育が提供されるのか疑問が残る。保育者主導ではない、子ども一人ひとりの発達に応じた教育・保育が実践されるように、秋田市・秋田県には適切な指導助言をお願いしたい。
- 保育所型認定こども園であっても、幼保連携型認定こども園教育・保育要領および幼稚園教育要領との整合性を図り、保育の基本を踏まえた全体的な計画および指導計画を作成して保育を行うこと。